

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

② **自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算に
おいて」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。**

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 24 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 吉 田 智 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 8 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 8 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 24 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 24 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 24 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	14, 948, 000 11, 958, 400	一括	2, 990, 000	116, 553	0
1	3, 499, 000				
2	11, 449, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 東広島市西条町寺家字迫野谷
 地 番 6 0 6 4 番 4
 地 目 宅地
 地 積 2 0 9 . 2 5 平方メートル

- 2 所 在 東広島市西条町寺家字迫野谷 6 0 6 4 番地 4
 家屋 番号 6 0 6 4 番 4
 種 類 居宅
 構 造 軽量鉄骨造スレートぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 5 8 . 9 5 平方メートル
 2 階 5 0 . 5 6 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 6月23日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉 田 智 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者（共有者ら）が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 東広島市西条町寺家字迫野谷 |
| | 地 番 | 6 0 6 4 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 9 . 2 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 東広島市西条町寺家字迫野谷 6 0 6 4 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 6 0 6 4 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 8 . 9 5 平方メートル
2 階 5 0 . 5 6 平方メートル |



令和 8 年(ケ)第 4 5 号
令和 8 年 4 月 1 6 日受理
令和 8 年 **5** 月 **29** 日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 林 隆 也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 東広島市西条町寺家字迫野谷

地 番 6 0 6 4 番 4

地 目 宅地

地 積 2 0 9 . 2 5 平方メートル

共有者 A 持分 5 分の 4

共有者 B 持分 5 分の 1

2 所 在 東広島市西条町寺家字迫野谷 6 0 6 4 番地 4

家屋 番号 6 0 6 4 番 4

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造スレートぶき 2 階建

床 面 積 1 階 5 8 . 9 5 平方メートル
2 階 5 0 . 5 6 平方メートル

共有者 A 持分 5 分の 4

共有者 B 持分 5 分の 1



不動産の表示	『物件目録』のとおり		
住居表示	広島県東広島市西条町寺家6064番地4		
土地	物件 1		
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（共有者ら） ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	本土地は西側が東広島市道（寺家北10号線）に、南側が東広島市道（寺家北9号線）にそれぞれ接面している。		
建物	物件 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（共有者ら） ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居（空き家） として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述要旨等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述要旨等
■近隣地居住者	本件建物に設置してある自然冷媒ヒートポンプ給湯機（エコキュート）は故障しているせいか頻繁に水漏れするため、水道の元栓を閉めています。不用意に元栓を開くと周囲が水浸しになります。

(執行官の意見用)

執行官の意見
1 本件土地建物の状況は、別紙建物図面（各階平面図）、建物間取図及び添付写真のとおりである。本件建物内の状況から、同建物は共有者らが住居（空き家）として使用し、占有しているものと認めた。 2 本件建物内の状況から、室内で猫が飼育されている可能性がある（写真8）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年4月17日（金） 14：00－14：10	広島法務局東広島支局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
令和8年4月17日（金） 14：15－14：25	東広島市役所	建物課税等調査
令和8年4月17日（金） 14：45－15：00	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
令和8年5月20日（水） 14：40－15：30	物件所在地	占有関係・間取等調査、写真撮影（評価人同行）
令和8年5月28日（木） 13：30－	当庁	

(特記事項)

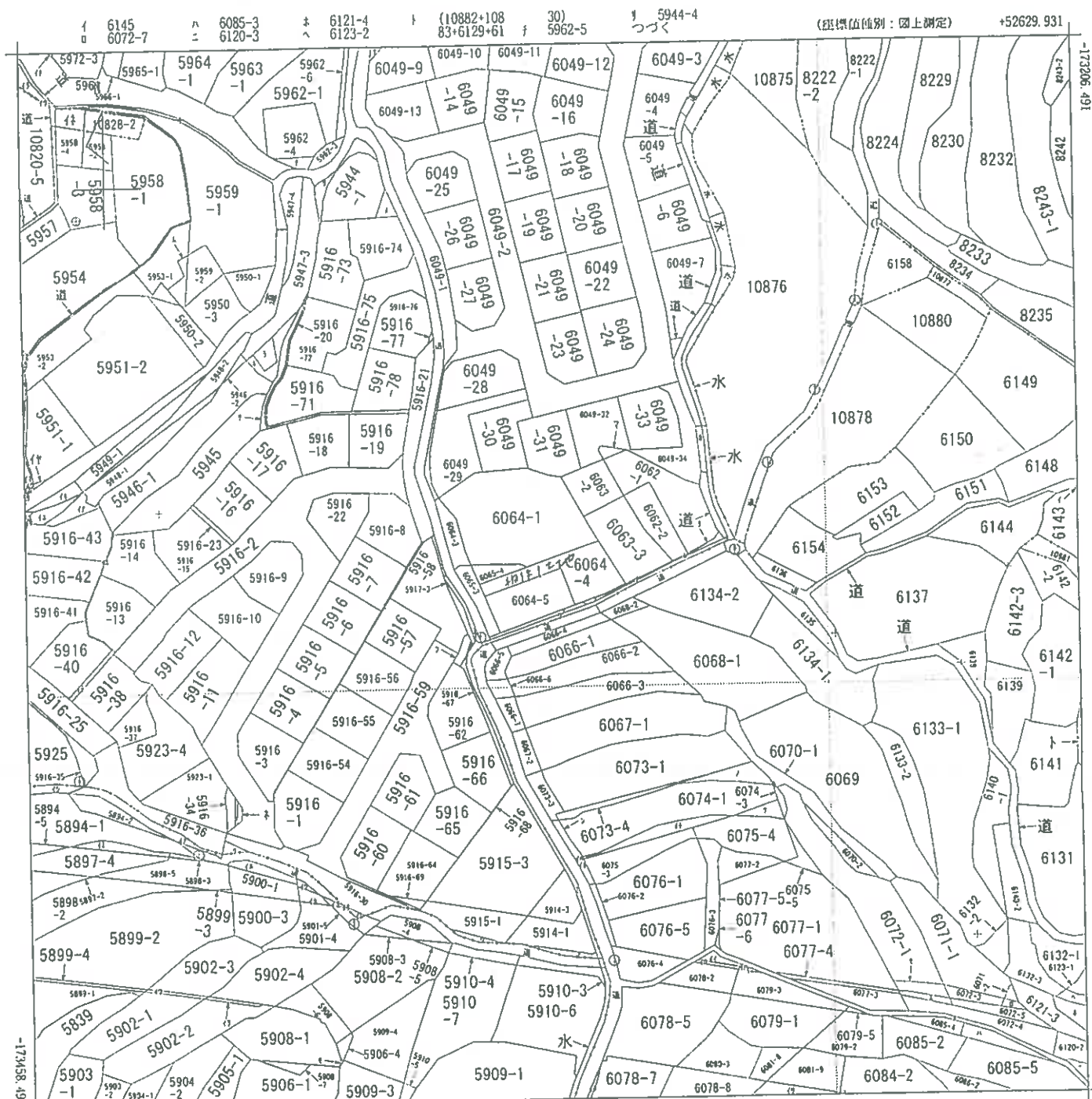
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和8年5月20日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



地番区域見出
西条町寺家

請求 部分	所在	東広島市西条町寺家字迫野谷			地番	6064番4		
出力 縮尺	1/1000	精度 区分	座標系 番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		
作成 年月日				備考 年月日 (原図)				補記 事項

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月17日
広島法務局東広島支局
登記官

請求番号: 16-1
(1/2)

(5 枚目)

縮小(A3→A4)

公用

登記年月日：平成29年7月31日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年4月17日 広島法務局 東広島支局 登記官

(6 枚目)

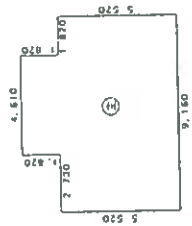
各階平面図

家屋番号 6064番4

建物の所在 東広島市西条町寺家字追野谷6064-4

建物図面図
各階平面図

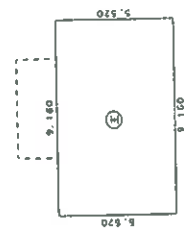
1階



求積表

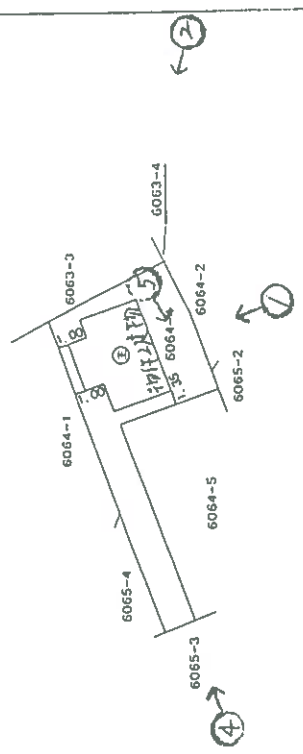
5.520 × 9.160	=	50.563200
1.820 × 4.610	=	8.390200
計		58.953400
床面積		58.95 m ²

2階



求積表

5.520 × 9.160	=	50.563200
計		50.563200
床面積		50.56 m ²



作製者 土地家

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

縮小(A3→A4)

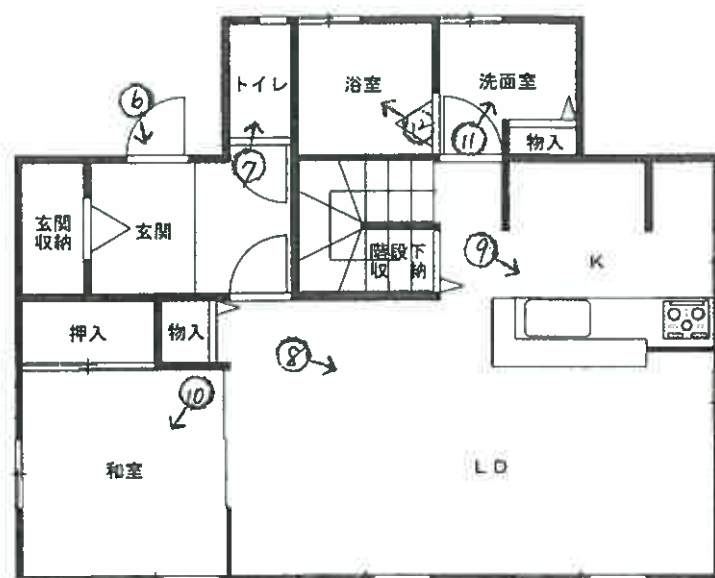
凡例 ○→ 写真撮影方向

建物間取図

事件番号：令和8年（ケ）第45号

家屋番号 6064番4（物件2）

【1階】



【2階】

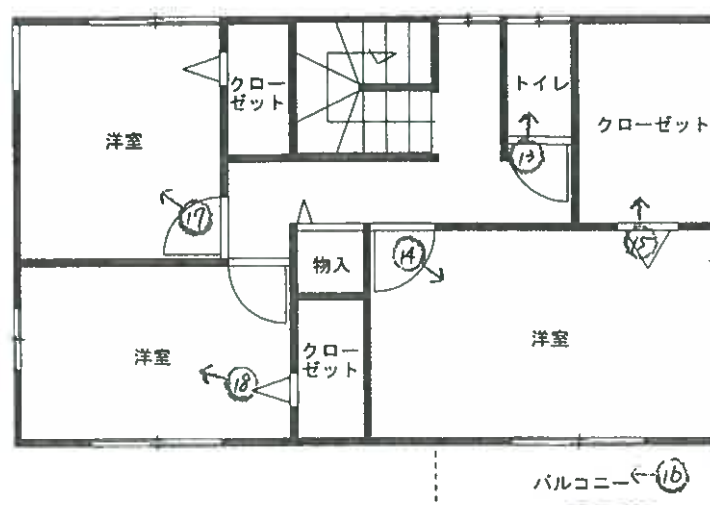


写真1



写真2



東広島市道
寺家北9号線

写真3

本件建物



写真4



東広島市道（寺家北10号線）

写真5



写真6



写真7



写真8

猫のトイレ



写真9



写真10



写真11



写真12



写真13



写真14



写真15

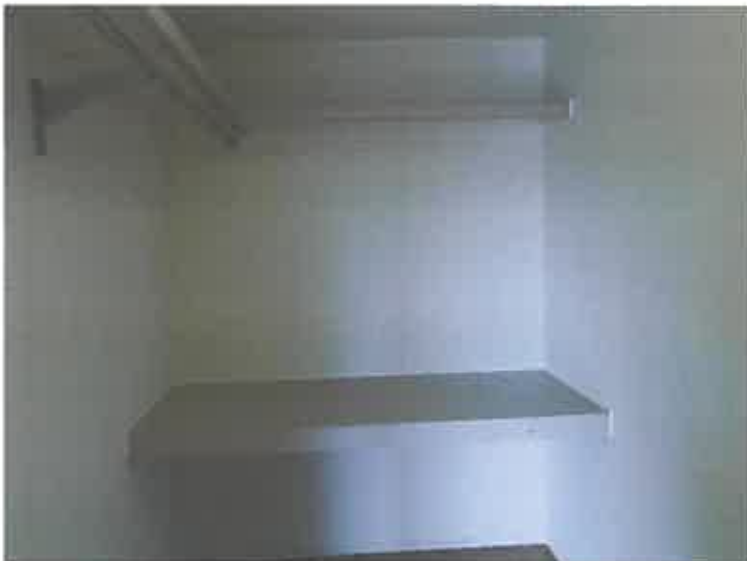


写真16



写真17



写真18



令和 8 年 (ケ) 第 45 号
令和 8 年 5 月 20 日現地調査
令和 8 年 6 月 11 日評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

塩田 睦大

印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 14,948,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 3,499,000円
物件2(建物)	金 11,449,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積 共 有 者	東広島市西条町寺家字迫野谷 6 0 6 4 番 4 宅地 209.25㎡ A 持分5分の4 B 持分5分の1	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積 共 有 者	東広島市西条町寺家字迫野谷 6 0 6 4 番地 4 6 0 6 4 番 4 居宅 軽量鉄骨造スレートぶき2階建 1階 58.95㎡ 2階 50.56㎡ 延べ 109.51㎡ A 持分5分の4 B 持分5分の1	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 山陽本線「西条」駅の北西方・直線距離約720m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は、一般住宅、アパート等が建ち並ぶ住宅地域となっている。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化調整区域 — 70% 400% 法22条区域 宅地造成等工事規制区域 50戸連たん（都市計画法第34条第11号）に基づく 条例指定区域	
画 地 条 件	規 模 209.25 m ²	間 口 約 3 m 奥 行 約 31 m 形 状 旗竿地 接 面 状 況 二方路 そ の 他 地勢平坦	
接面道路の状況	西側 約 7 m 舗 装 市 道 高低差 ほぼ等高 ※東広島市役所建築指導課にて、建築基準法上の道路(法42条1項1号)である旨の説明を受けた。 南側 約 2.2 m 舗 装 市 道 高低差 画地が約0～0.3m低い ※東広島市役所建築指導課にて、建築基準法上の道路(法42条2項)である旨の説明を受けた。 ※南側市道とは水路を介して接しており、東広島市役所建築指導課にて、目的土地側のセットバックは不要である旨の説明を受けた。 なお、買受希望者自身による確認が必要である。		
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は戸建住宅等。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	あり あり
	※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。		
	都 市 ガ ス	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	なし なし
※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。			
供給処理施設	公 共 下 水	接面道路の本管敷設 本物件内への引込	なし なし
	※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。		

特 記 事 項	・広島県水道広域連合企業団東広島事務所にて、上水道は接面道路に私設給水管が敷設されている旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。 ・東広島市役所生活衛生課にて、浄化槽設置の届出がされているが、休止されている旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。 ・東広島市役所開発指導課にて、開発許可を受けている旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。 ・建物の建替え等については、市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準などに適合する必要や関係法令による規制及び制限がかかるため、買受希望者は東広島市役所開発指導課に事前の相談を要する。 ・南側はフェンスがあるため、南側市道から直接の出入りはできない。二方路の効用はないものと判断した。 ・目的土地と南側市道との間にある水路上に床版が設置されているが、東広島市役所建設管理課にて、当該床版について河川占用の申請がされていない旨、当該床版の所有者は不明である旨の説明を受けた。なお、買受希望者自身による確認が必要である。 ・目的土地の南東角及び南西角に電柱がある。 ・広島県ため池マップによると、目的物件は水害が想定される区域内に所在していることから、買受希望者自身による各種ハザードマップ等の確認が必要である。
----------------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成 29 年 1 月 26 日 新築 経 過 年 数：約 9 年 経済的残存耐用年数：約 25 年
仕 様	構 造：第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根：第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁：サイディング等 内 壁：クロス張り等 天 井：クロス張り等 床：フローリング・畳等 設 備：電気、オール電化設備等 その他：軟水器（使用の可否は不明）
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・新築時の確認済証及び検査済証の交付を受けている。 ・クロスに猫のひっかき傷と思われるものなどが見られる（現況調査報告書参照）。 ・近隣住民からの情報提供によれば、エコキュートが故障しており、水の元栓を閉めておかないと、エコキュート周辺が水浸しになるとのことである（現況調査報告書参照）。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	54,300	0.80	209.25	1.00	1	9,090,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員約7m舗装市道に略等高接面する地積約200㎡程度の略整形な中間画地とした。

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
64,000	$\frac{101}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{119}$	54,300

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

旗竿地	0.80
相乗積	0.80

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)
Aの持分 5分の4、Bの持分 5分の1

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	200,000	109.51	0.56	1	12,265,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
9 年	25 年	34 年

残価率	観察減価
5 %	25 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.56$$

エ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)
Aの持分 5分の4、Bの持分 5分の1

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	9,090,000	0.45 法定地上権	4,091,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 45 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	9,090,000	- 4,091,000		1.00	0.70	3,499,000
2	12,265,000	+ 4,091,000	1.00	1.00	0.70	11,449,000
一括価格 (合計)						14,948,000

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： 必要なし。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1. 地価公示価格（東広島－9）

所 在 : 東広島市西条町西条字猪道45番12
価 格 : 64,000円/㎡
位 置 : J R山陽本線「西条」駅 北方 道路距離 約 1.2km に位置する。
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 171㎡
供給処理施設 : 水道・下水
接 面 街 路 : 東側 4.5m 市道
用 途 指 定 等 : 市街化区域 第1種中高層住居専用地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 4,470,626 円 （1㎡当たり 21,365 円）、課税地積 209.25 ㎡

物件2 7,547,257 円 （1㎡当たり 68,918 円）、課税床面積 109.51 ㎡

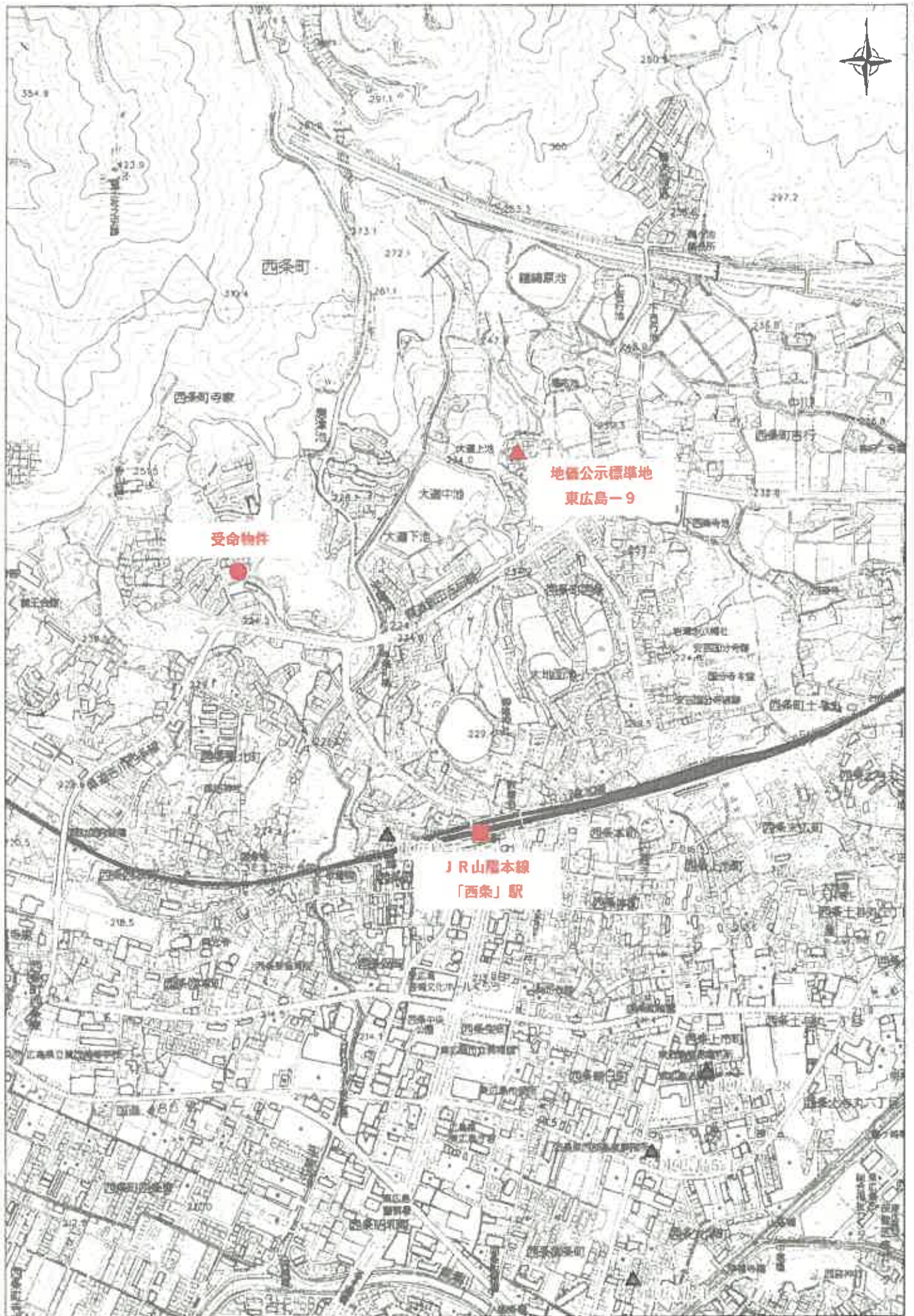
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（東広島市「白図」縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

以 上

受命物件の位置図

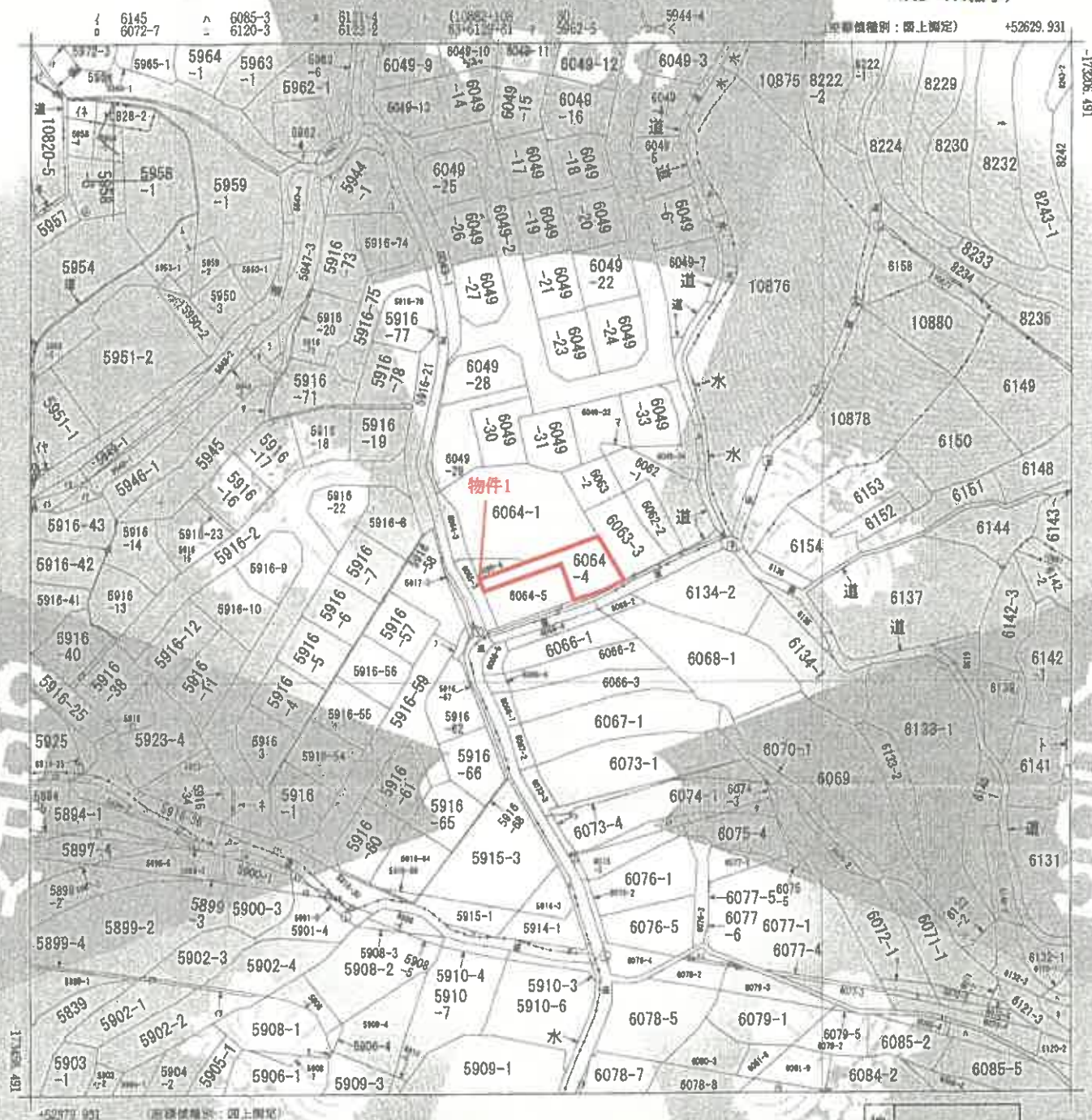


1:10,000

(A3→A4縮小)

（空欄）値種別：図上測定）

+52629.931



地正区域見

西条町寺家

請求部	所在地	東京都西多摩郡野谷		地番	6064番4
出力 縮尺	1/1000	縮尺	1/1000	分類	地図(法第14条第1項)
作成 年月日		縮尺 番号又は 証号		備考	地図図
		縮尺 番号又は 証号		備考	地図図

これは地図に記録されている内容を証明した書面である

(広島法務局東広島支局管轄)

會和8年2月27日

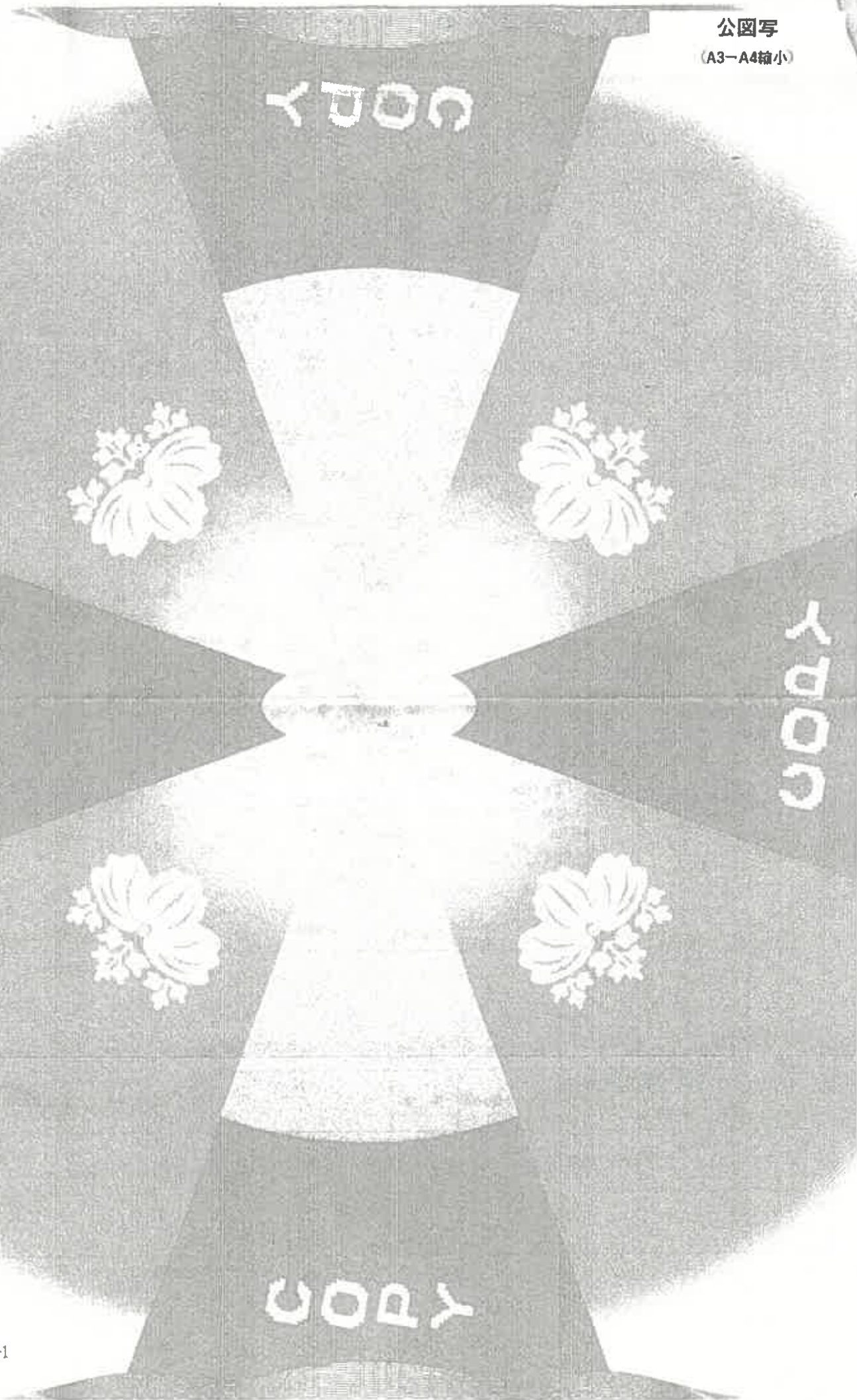
廣島法務局

請求番号: 16-1

登龍宮

(1/2)

5943-1	道水
道水	道水
道水	道水
6062-3	道水
6062-4	道水
6065-2	道水
6064-2	道水
5914	道水
5915	道水
5916	道水
5917	道水
5918	道水
5919	道水
5920	道水
5921	道水
5922	道水
5923	道水
5924	道水
5925	道水
5926	道水
5927	道水
5928	道水
5929	道水
5930	道水
5931	道水
5932	道水
5933	道水
5934	道水
5935	道水
5936	道水
5937	道水
5938	道水
5939	道水
5940	道水
5941	道水
5942	道水
5943	道水
5944	道水
5945	道水
5946	道水
5947	道水
5948	道水
5949	道水
5950	道水
5951	道水
5952	道水
5953	道水
5954	道水
5955	道水
5956	道水
5957	道水
5958	道水
5959	道水
5960	道水
5961	道水
5962	道水
5963	道水
5964	道水
5965	道水
5966	道水
5967	道水
5968	道水
5969	道水
5970	道水
5971	道水
5972	道水
5973	道水
5974	道水
5975	道水
5976	道水
5977	道水
5978	道水
5979	道水
5980	道水
5981	道水
5982	道水
5983	道水
5984	道水
5985	道水
5986	道水
5987	道水
5988	道水
5989	道水
5990	道水
5991	道水
5992	道水
5993	道水
5994	道水
5995	道水
5996	道水
5997	道水
5998	道水
5999	道水
6000	道水

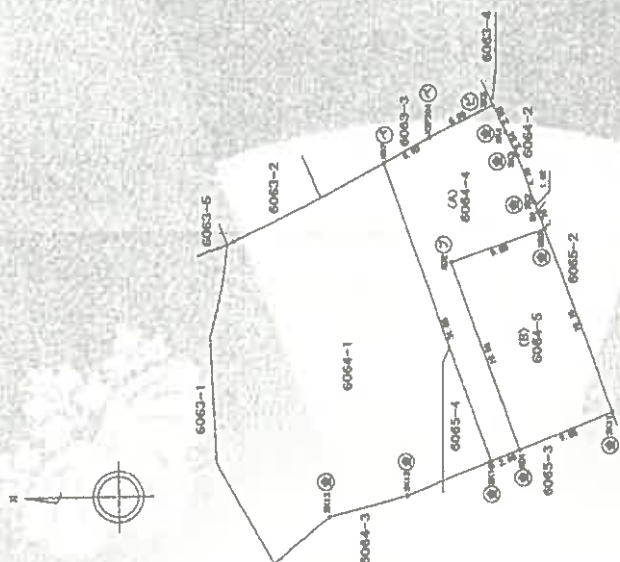


登記年月日：平成28年8月5日

土地積測 土地所在 凶凶

地 址	6064-4, 6064-5
-----	----------------

土地の所在 東広島市西条町寺家宇道野谷



物件1 地

試料番号	(A) 6064-4	Y 値	X _{n+1} -X _{n-1}	Y _n (X _{n+1} -X _{n-1})	総和
SK7	硬質合金	173374, 428	-5, 830	-306172, 127800	31, 05
SK1	硬質合金	173334, 761	-13, 079	-686442, 459178	2, 14
SK1	硬質合金	173337, 50	3, 768	197716, 630320	19, 75
SK2	硬質合金	173330, 983	-2, 449	-128589, 530346	9, 75
SK2	硬質合金	173330, 956	52510, 116	-439247, 120340	1, 19
B1	硬質合金	-173330, 358	0, 937	49203, 556411	1, 02
SK2	硬質合金	173339, 019	1, 905	100056, 807780	4, 18
SK3	硬質合金	-173337, 453	2, 684	1400636, 887784	5, 24
SK4	硬質合金	-173336, 325	52519, 276	1220505, 443496	2, 13
SK4	硬質合金	-173335, 129	2, 304	388874, 472456	6, 35
SKP304	ステンキマール	-173328, 931	10, 701	562006, 482462	5, 10
総和					208, 25
標準偏差					418 517065

[illegible]

主觀成就		準	點	X	Y	內	角	面	矩
總成績	SK13		(四級學期成績)	-173318.933	52482.081				
處理分	SK12		(四級學期成績)	-173326.566	52484.087				
複選	SK1		複選分數	X	Y	內	角	面	矩
KD1			複選分數	-173337.507	52498.490	355	41	19	19.65
KD2			複選分數	-173330.983	52506.954	310	35	29	27.64

() 29. ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊀ ㊁ ㊂ ㊃ ㊄ ㊅ ㊆ ㊇ ㊈ ㊉ ㊐ ㊑ ㊒ ㊓ ㊔ ㊕ ㊖ ㊗ ㊘ ㊙ ㊚ ㊛ ㊜ ㊝ ㊞ ㊟ ㊠ ㊡ ㊢ ㊣ ㊤ ㊥ ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

王振

2004年7月26日(星期五)

申請人

縮尺 1/500

调查日期	平成25年7月25日
------	------------

登記年月日：平成29年7月31日

これは図面に記録されている内容を「明した図面」です。
(広島法務局東広島支店管轄)
令和8年2月27日 広島法務局

各階平面図

登記番号 6064番4

建築物の所在 東広島市西条町寺家字追野谷 6064-4

建築物図面



求 積 表			
5.520×9.160	$=$	50.563200	
1.820×4.610	$=$	8.390200	
計		58.953400	
床面積		58.95	m ²

2階



求 積 表			
5.520×9.160	$=$	50.563200	
計		50.563200	
床面積		50.56	m ²

物件2
建物



作製者 土地家屋調査士

縮尺 1/750

申請人

縮尺 1/500

建物間取図

事件番号：令和8年（ケ）第45号

家屋番号 6064番4（物件2）

【1階】



【2階】

